平成 26 年兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科規程第 20 号地域資源マネジメント研究科長候補者選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人兵庫県立大学学部長等選考規程(平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第17号)の規定に基づき、兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科長候補者(以下「研究科長候補者」という。)の選考等に関して必要な事項について定めるものとする。

(選考の時期)

- 第2条 地域資源マネジメント研究科長(以下「研究科長」という。)(第3号に該当する場合にあっては、理事長が指名する者。第3項及び第4条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に、研究科長候補者の選考を行う。
 - (1) 研究科長の任期が満了するとき
 - (2) 研究科長が辞任を申し出たとき
 - (3) 研究科長が欠員となったとき
- 2 研究科長は、前項第1号に該当する場合にあっては、理事長の定める日までに、研究 科長候補者の推薦を行わなければならない。
- 3 研究科長は、第1項第2号又は第3号に該当する場合にあっては、速やかに選考の手続きを開始しなければならない。

(研究科長の資格)

第3条 研究科長となることができる者は、地域資源マネジメント研究科所属の専任の教授とする。

(推薦)

- 第4条 研究科長は、教授会の意見を聴いた上で、理事会に研究科長候補者を推薦する。
- 2 研究科長は、教授会による研究科長候補者の選考に係る投票の結果を尊重する。

(任期)

- 第5条 研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて 在任することができない。
- 2 第2条第1項第2号又は第3号の規定に該当する場合の後任者の任期は、前任者の残 任期間とする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、研究科長候補者の選考に関して必要な事項は別に 定める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成 27年 11月 18日改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年11月18日から施行する。

(在任期間に関する特例)

2 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までは、第 5 条第 1 項ただし書きの規 定は適用しない。